

軽自動車税(種別割)申告(報告)書
兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日
(あて先) 仙台市長
つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

		□ 通常版(デザインのないナンバープレート) □ 国柄版(デザインナンバープレート。2千円以上の寄付をしていただく必要があります。)				
		申告の理由 種 别				
新規		変 更		原動機付自転車 小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 謙受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 () ()		<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 () ()		<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー 三輪 <input type="checkbox"/> ミニカー 四輪		
				<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
				納稅義務発生年月日 令和 年 月 日		
				旧標識番号 ()		
※所有者が納稅義務者となります。 納稅(申告・報告)義務者 中古車の登録は廃車申告受付書(登録用)を添付してください。	住所又は所在地		所有形態		<input type="checkbox"/> 1.自己所有 <input type="checkbox"/> 2.所有権留保 <input type="checkbox"/> 3.商品車 <input type="checkbox"/> 4.リース車 ()	
	(フリガナ) 氏名又は名称		主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在 の市町村名を記入		<input type="checkbox"/> 1.左記所有者の住所又は所在地と同じ <input type="checkbox"/> 2.	
	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号		車 名		型式及び年式	
					原動機の型式番号	
			車台番号		型式認定番号	
					総排気量又は定格出力	
			長さ		幅 最高速度	
			※特定原付のみ記載		※特定原付のみ記載	
			cm		cm	
			上記 原動機付自転車 販譲売渡		第一種 一般原付(総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー 三輪 <input type="checkbox"/> ミニカー 四輪 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	
届出者		電話番号				
備考欄				処理欄		
再交付理由		具体的に: <input type="checkbox"/> イ 盗難 <input type="checkbox"/> ロ 紛失 <input type="checkbox"/> ハ 破損		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 DB 入力 照合 原動機の種類 <input type="checkbox"/> 内燃機関 <input type="checkbox"/> 電動機 受付年月日		
盗難届出		令和 年 月 日 警察署・交番届出 番号				

標識交付証明書

種 別		標 識 番 号			
原動機付自転車	小型特殊自動車				
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用				
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)	<input type="checkbox"/> その他				
<input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)	()				
<input type="checkbox"/> 第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下)					
<input type="checkbox"/> 第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下)					
<input type="checkbox"/> ミニカー 三輪					
<input type="checkbox"/> ミニカー 四輪					

所 有 者 (申告・報告) 納税者	住 所 又は 所在地 (フリガナ) 氏 名 又は 名 称	主たる定置場 ※()内は旧主 たる定置場所在 の市町村名を 記入	所有形態			
			<input type="checkbox"/> 1.自己所有	<input type="checkbox"/> 2.所有権留保	<input type="checkbox"/> 3.商品車	<input type="checkbox"/> 4.リース車
使 用 者 (フリガナ) 氏 名 又は 名 称	住 所 又は 所在地	車 名	1.左記所有者の住所又は所在地と同じ			()
			<input type="checkbox"/> 2.	()		
		型式及び年式	原動機の型式番号			
		車台番号	型式認定番号			総排気量又は定格出力
		長さ	幅	最高速度	最高出力	L kW
		※特定原付のみ記載	※特定原付のみ記載	※特定原付のみ記載	第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)のみ記載	kW
		cm	cm	km/h		

令和 年 月 日

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

仙 台 市 長

- 注意事項-----
- 1 廃車及び本書の記載内容に変更が生じた場合(住所、所有者変更等)には、必ず本書の裏面を参照のうえ住民登録をしている行政区に、
15日以内にその旨申告してください。
 - 2 この証明書に市長印のないものは無効です。
 - 3 この証明書は、標識の交付を受けた車両及びこの車両の所有者を表示するものですので、車両を運行する際には必ず携帯してください。
 - 4 本書を紛失したときは、再発行の手続きをしてください。

旧 標 識 番 号				は、表記の標識番号になりました。
-----------	--	--	--	------------------

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。

次の事由が生じた場合は、その事由が生じた日から15日以内にその旨申告してください。(市税条例第36条)

必要なもの 項目		譲渡証明書	標識交付証明書	ナンバープレート	届出者の本人確認書類 (販売店・法人は不要)	備 考
廃 車 ※1			○	○	○	バイクが盗難にあった場合は、警察署に届出し、届出内容を控えたうえで、廃車の手続をしてください。
名義変更	市外の方へ譲渡		○	○	○	仙台市の区役所・総合支所で廃車(譲渡)の届出をした後で、新所有者の住所地の市区町村で改めて登録してください。
	他の区の方へ譲渡	○ ※2	○	○	○	新所有者が住民登録している区役所・総合支所でのみ受付します。
	同じ区内の方へ譲渡	○ ※2	○	○	○	
住所変更	市外への転出		○	○	○	仙台市内の区役所・総合支所で廃車(転出)の届出をした後で、新しい住所地の市区町村で登録手続をしてください。
	他の区への転出		○	○	○	新しく住民登録した区役所・総合支所でのみ受付します。
	同じ区内の転居		○		○	
ナンバープレートの再交付 (有料)		○	○ (破損等のとき)	○		所有者の住民登録がある区役所・総合支所でのみ受付します。 ナンバープレートが盗難にあった場合は、無料になりますので警察署に届出し、届出内容を控えたうえで手続きをしてください。
再発行	標識交付証明書				○	
	廃車申告受付書				○	

※1 軽自動車税(種別割)の処理上の「廃車」とは、廃棄したり、売却したり、他市町村に転出する等、車両を所有する人の納税義務を消滅させる申告のことをいいます。

一時使用中止や部品の取り外し等、修理すれば直ると思われる使用不能状態で所有している場合は、廃車の対象となりません。

※2 旧所有者が申告書の証明欄に記載をすれば不要です。

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

青葉区役所 青葉区宮城総合支所 宮城野区役所 若林区役所 太白区役所 太白区秋保総合支所 泉区役所 財政局市民税企画課
TEL(022)225-7211(代) TEL(022)392-2111(代) TEL(022)291-2111(代) TEL(022)282-1111(代) TEL(022)247-1111(代) TEL(022)399-2111(代) TEL(022)372-3111(代) TEL(022)214-8042